

議案第15号

調布市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

民法の一部改正による成年年齢の引下げを踏まえ、結核医療給付金の支給要件に係る年齢区分を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市国民健康保険条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険条例（昭和34年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市国民健康保険条例の規定は，この条例の施行の日以後の申請に係るものについて適用し，同日前の申請に係るものについては，なお従前の例による。